

三好市都市計画

マスタープラン策定委員会の

委員を募集します



三好市は、平成18年に4町2村が合併を行い誕生しました。その中で旧池田町の一部が池田都市計画区域として指定されています。都市計画区域とは、一体的な都市として、総合的に整備し、開発および保全をする必要がある区域のことです。

しかしながら、三好市として、都市計画区域である池田都市計画区域と都市計画区域外の地域との一体的なまちづくりを行っていく必要があります。計画の策定が必要となります。このようなことから、都市の将来像や土地の利用方針等を定めた、「三好市都市計画マスタープラン」の策定を行うため、「三好市都市計画マスタープラン策定委員会」を設置いたします。

望まれる方は、次によりご応募してください。

【委員会の概要】

活動内容▽2～3時間程度の会議（平日）を任期中に6回程度実施予定
委員の構成▽学識経験者、公募による市民、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、三好市の職員
委員数▽総数20名以内

【応募要領】

- 応募資格▽次の条件を満たしている方
- ①平成23年4月1日現在、満20歳以上で、三好市に1年以上在住されている方
 - ②この会において、政治的、宗教的または営利的活動をしていない方
 - ③三好市の都市計画に広範な視点で建設的な意見を出しただけの方
- 募集人数▽池田町、三野町、井川町、山城町、東祖谷、西祖谷山村の各地区において、1名ずつ
- 募集期間▽平成23年8月15日～8月31日（郵便の場合は当日消印有効）
- 任期▽委嘱の日から策定が終了するまで（平成25年3月頃を予定しています）

応募方法▽市の都市計画に関する意見（400字以内）、氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、職業を本庁建設部管理課・各総合支所にある応募用紙に記入のうえ持参されるか、郵送または、ファックスで申し込んでください。

選考方法▽いただいた公募申込書により選考し、選考結果につきましては、平成23年9月中旬ごろ文書でお知らせします。

その他▽

- ①個人情報取り扱いには十分留意し、他の目的には使用しません。
- ②委員となり会議に参加された場合、市の定めた謝金をお支払いします。
- ③申し込みによる費用はお支払いいたしませんのでご了承ください。

お申し込み・お問い合わせ先
〒778-0002
三好市池田町マチ245-1
三好市建設部管理課
電話 72-7681
FAX 72-7206

芝生堤防が完成しました

国土交通省が三野町で建設していた芝生堤防が完成し、7月22日に完成式が行われました。芝生堤防は、豪雨による洪水氾濫や浸水被害の発生を未然に防ぎ、地域住民の生命・財産を守ることを目的に建設されました。また、堤防の完成により提外地に約19ヘクタールの利用可能な広大な土地が創出され、市ではこの土地を「憩いと賑わいの交流の場」として、スポーツ施設等の多目的広場を整備し、河川空間の有効利用を図っていきます。



入居希望者は8月31日（水）17時15分までに必要書類をご持参のうえ、お申し込みください。

■ お申込みできる方

①現在、同居か同居しようとする親族がある方 ②現に住宅に困っていることが明らかの方 ③税金・水道・保育料等の公共料金を滞納していない方 ④所得が所定の基準に該当する方⑤申込者または同居親族が暴力団員でない方

■ 公営住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額15万8千円以下であること。ただし次の場合は所得合計が月額21万4千円以下であれば入居可能です。①高齢者世帯（入居申込者が60歳以上で同居しようとする親族全員が18歳未満または60歳以上）②障害者世帯（入居者または同居者が、障害者・戦傷病者・被爆者・引揚者等）③子育て世帯（同居者に小学校就学前の子供のいる世帯）

■ 特定公共賃貸住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額15万8千円以上48万7千円以下
※上記の所得基準に当てはまらない方でも入居可能な場合がありますので、お問い合わせください。

■ 貸付住宅の所得基準

入居世帯の所得基準なし

■ お申し込み・お問い合わせ先

| | | |
|-------|---------|--------------|
| 池田地区 | 三好市管理課 | (電話 72-7681) |
| 三野地区 | 三野総合支所 | (電話 77-4804) |
| 井川地区 | 井川総合支所 | (電話 78-5001) |
| 山城地区 | 山城総合支所 | (電話 86-1111) |
| 西祖谷地区 | 西祖谷総合支所 | (電話 87-2273) |
| 東祖谷地区 | 東祖谷出張所 | (電話 88-2896) |

住まいの安全・安心な リフォーム支援事業の 受付について

徳島県では木造住宅の耐震化を推進するために、平成23年度6月補正予算で「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」を創設しました。

事業の対象となるのは、三好市が実施した「耐震診断」で評点が1・0未満となつた住宅です。

その住宅で実施する「耐震工事」と「リフォーム工事」が支援の対象となります。

補助金の上限額は補助対象経費の2分の1で、40万円となっております。

第1回目の募集期間は、平成23年7月下旬から9月30日までです。

※過去に木造住宅耐震化促進事業の改修支援事業補助金を受け取られている方、また、今年度、木造住宅耐

震化促進事業の改修支援事業補助金申請を行われる方は、「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」の申請を行うことはできません。

■お問い合わせ先
三好市建設部管理課
電話 72-7681

■お問い合わせ先
徳島県県土整備部住宅課
耐震化・木造住宅担当
電話 088-621-2594



市営住宅入居者募集

| 住宅名 | 所在地 | 戸数 | 単身可 | 区分 | 築年度 |
|-------------|------|----|-----|----|-----|
| 三野芝生第二北団地B | 芝生 | 1 | | 公 | S54 |
| 井川中村南C団地 | 西井川 | 1 | | 公 | H7 |
| 池田新山団地 | シンヤマ | 1 | | 公 | S56 |
| 池田中西B団地 | 中西 | 1 | ○ | 公 | S48 |
| 山城下川団地 | 下川 | 1 | | 公 | S52 |
| 山城下名2号団地 | 下名 | 2 | | 公 | S57 |
| 山城西宇1号団地 | 西宇 | 1 | | 公 | H3 |
| 山城永美団地 | 下川 | 1 | | 公 | H7 |
| 山城永美団地 | 下川 | 4 | ○ | 特 | H7 |
| 山城伊予川団地 | 信正 | 1 | ○ | 特 | H9 |
| 山城川口団地 | 引地 | 1 | ○ | 特 | H12 |
| 西祖谷一字団地 | 一字 | 4 | ○ | 公 | S60 |
| 西祖谷一字第2団地 | 一字 | 1 | ○ | 公 | H8 |
| 西祖谷一字第2団地 | 一字 | 1 | ○ | 特 | H8 |
| 西祖谷西岡団地 | 西岡 | 1 | ○ | 特 | S62 |
| 西祖谷第2西岡団地 | 西岡 | 6 | ○ | 公 | H4 |
| 西祖谷榎団地 | 榎 | 3 | ○ | 特 | S53 |
| 西祖谷榎団地 | 榎 | 2 | ○ | 公 | S53 |
| 西祖谷秘境ふるさと団地 | 一字 | 11 | ○ | 貸 | H13 |
| 東祖谷和田第1団地 | 和田 | 5 | ○ | 公 | S53 |
| 東祖谷榎尾団地 | 榎尾 | 1 | ○ | 公 | S54 |
| 東祖谷名頃団地 | 菅生 | 1 | ○ | 公 | S53 |
| 東祖谷名頃団地 | 菅生 | 1 | ○ | 特 | S53 |
| 東祖谷落合第2団地 | 落合 | 2 | ○ | 公 | S53 |

公=公営住宅 特=特定公共賃貸住宅 貸=貸付住宅 改=改良住宅
市営住宅募集情報は市ホームページにも掲載しています

予防接種のおしらせ

お問い合わせ先
三好市保健センター予防接種係
(☎72-6767)

●●●●●●●●●● 日本脳炎

平成23年度は、3歳・4歳になったお子さんに加え、小学4年生・小学3年生で9歳になったお子さんには日本脳炎の予防接種（1期初回・追加）の個別通知をしています。

また、平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれて、日本脳炎予防接種の積極的勧奨の差し控えにより、予防接種の機会を逃した方は20歳未満の間に定期予防接種ができていない方もいます。

通常の2期（9歳～13歳で1回）の接種および予防接種の機会を逃した方の接種は、



① 1期における3回の接種を受けられなかったお子さんへの接種機会の確保については、次の通りです。
過去に1～2回接種を受けたお子さん▼1期（初回2回、追加1回）の不足分（1～2回）を、6月～9月および9歳～13歳未満の年齢のときに6日以上の間隔をおいて接種できます。
1期の接種を全く受けていないお子さん▼9歳～13歳未満の年齢のときに6日から28日

までの間隔をおいて1期初回（2回）を接種し、おおむね1年経過した時期に1期追加（1回）を接種できます。
② 平成7年6月1日から平成19年4月1日に生まれた20歳未満で、1期、2期の接種を受けられなかったお子さんへの接種機会の確保については、次の通りです。
過去に1～2回接種を受けたお子さん▼1期（初回2回、追加1回）の不足分（1～2）を6日以上の間隔をおいて接種できます。2期接種分（第4回目）は、9歳以上の方に對して、1期接種分終了後、6日以上の間隔をおいて接種できます。
1期の予防接種が終了しているお子さん▼2期接種分（第4回目）は、9歳以上の方に對して、1期接種終了後、6日以上の間隔をおいて接種できます。
2期接種分（4回目）は、

9歳以上の方に對して、1期接種終了後、6日以上の間隔をおいて接種できます。

●●●●●●●●●● 麻しん・風しん 混合ワクチン

麻しん・風しん混合ワクチンの定期予防接種がまだ済んでいない方で、接種を希望する方は、少しでも早く免疫を獲得するために、夏休みの間に接種をするようにしましょう。
対象者▼三好市に住民票がある次に該当する方です。

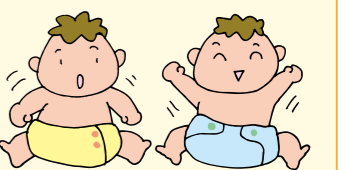
【第2期】平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの方（小学校に入学前の1年間に相当する年齢の方）
【第3期】平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれの方（中学1年生に相当する年齢の方）
【第4期】平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれの方（高校3年生に相当する年齢の方）

麻しん風しん混合（第1期）予防接種対象の方、他の種類の定期予防接種に該当している方も接種を希望される場合は、該当時期に忘れずに接種をしてください。

【第3期】平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれの方（中学1年生に相当する年齢の方）
【第4期】平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれの方（高校3年生に相当する年齢の方）

麻しん風しん混合（第1期）予防接種対象の方、他の種類の定期予防接種に該当している方も接種を希望される場合は、該当時期に忘れずに接種をしてください。

乳幼児等医療費受給者証の更新について



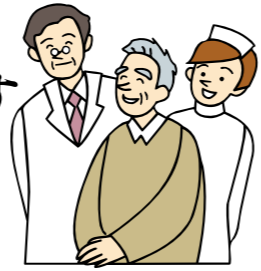
現在使用中の「乳幼児等医療費受給者証」の有効期限が平成23年8月31日までとなっており、有効期限以後の医療費の助成を受けるには、更新手続きが必要となりますので、保険医療課または各総合支所にて手続きを行ってください。

手続きができていない場合は有効期限以降の医療費の助成を受けることができません。

対象者の方には保険医療課より更新についての通知を送付しています。該当する方で通知が手元に届いていない方は、左記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
三好市保険医療課
(☎72-7613)

地域医療支援リーダー 養成講習会の 参加者を募集します



私たちの大切な 地域医療を守るために

住民・医療者・行政が一体となり、「地域医療」を守っていくため、様々な情報を発信します



三好保健所では、地域医療を学習したい方や地域医療に興味のある方で、講習会に継続して参加できる方を募集しています。ぜひ、ご応募ください。

目的▼地域医療の課題について理解を深めることにより、地域医療を支援するための活動を主体的に企画、実践したり、地域医療を支援する各種の取り組みに協力するなど、西部圏域における地域医療支援の運動を普及する支援者およびリーダーとなる者を養成する。

日程▼平成23年11月1日・8日・15日の3日間

内容▼

【11月 1日】地域医療の課題（講師：三好保健所）

【11月 8日】三好病院の現状と今後の方向性（講師：三好病院）

消防から見た救急医療の現状と課題（講師：みよし広域連合消防本部）

【11月15日】住民による地域支援活動（講師：三好病院を応援する会）、修了証書授与

応募方法▼9月20日までに、電話かファクシミリでご連絡ください。定員20名で参加費は無料です。
※詳しい内容は、後日連絡させていただきます。

お申し込み先▼三好保健所

主催：三好保健所、共催：三好病院を応援する会、三好病院、三好市、東みよし町

お問い合わせ先▼三好保健所 医療企画担当 (☎72-1122、FAX 72-6884)
三好市役所 保険医務課 (☎72-7613)

児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者の皆さん 現況届・所得状況届の提出を

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方は、毎年所得や養育の状況を届け出る必要があります。この届は、引き続き手当を受給する要件があるかどうか判定する大切なものなので、必ず提出してください。

【受付期間】

8月16日（火）～8月26日（金）

※土・日曜日を除く、8時30分～17時

【受付場所】

三好市福祉事務所子育て支援課または各総合支所
※該当者には、用紙を送付しますので必ず期間内に提出してください。届出がないと、手当が受けられなくなることがあります。

「児童扶養手当」

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。なお、児童扶養手当の支給は、監護・養育されている児童が18歳に達した年度末（政令で定める障害のある児童の場合は20歳）までです。（ただし、所得制限があります）

「特別児童扶養手当」

重度（中度）の障害を持つ20歳未満の児童を監護している父母、または父母に代わって養育し、生計を維持している方に支給されます。（ただし、所得制限があります）

【お問い合わせ先】

・三好市子育て支援課
(☎72-7648)

・各総合支所

